

公益財団法人愛知県国際交流協会

語学ボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱第2条第1項(1)に定める語学ボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 語学ボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- (1) 語学ボランティア制度の趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
- (2) 日本語及びそれ以外の言語の読み、書き、会話ができること。
- (3) 通訳ボランティアにあつては、愛知県内に居住もしくは通勤、通学しており、18歳以上であること。翻訳ボランティアにあつては、18歳以上であること。
- (4) 語学ボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
- (5) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(外国語の種類)

第3条 外国語の種類は特に定めず、同一人が複数の外国語で登録しても差し支えないこととする。

(活動の内容)

第4条 語学ボランティアは、愛知県内で実施される国際交流、国際協力、外国人支援活動等における通訳及び当該活動にかかる軽易な文書の翻訳を行う。

(活動の対象)

第5条 語学ボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであつて、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。

- (1) 協会が実施するもの。
- (2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
- (3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
- (4) 民間国際交流団体が実施するもの。
- (5) その他協会が適当と認めるもの。

2 協会は、語学ボランティアの活動にあたり、通訳・翻訳業を営んでいる者の職域を犯さないように配慮する。

(活動依頼)

第6条 語学ボランティアに活動を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、紹介依頼書(様式1)を、原則として活動を希望する日の1ヶ月前までに協会へ提出する。

2 協会は、依頼内容を活動の対象と認めるときには、依頼者に紹介承認書(様式2)を交付するとともに、次によりボランティアに活動を依頼する。

(1) 語学ボランティアに通訳活動を依頼する場合は、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアを依頼者に紹介する。

(2) 語学ボランティアに翻訳活動を依頼する場合は、協会はボランティア登録者に照会をし、承諾を得たボランティアに依頼する。

3 協会は、活動するボランティアが見つからない場合には、速やかにその旨を依頼者に連絡する。

(活動報告)

第7条 語学ボランティアに通訳活動を依頼した場合は、依頼者は、活動終了後速やかに活動報告書(様式3)を協会へ提出する。

(その他)

第8条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は平成7年1月10日から施行する。

附 則

この実施要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。